

京都府公立大学法人 一般事業主行動計画

全ての教職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 内容

目標 1 妊娠、出産、育児、介護に関する制度を整え、その周知を図るなど、仕事と育児、介護の両立を希望する教職員を支援する。

<対策>

(令和 7 年度～)

- ・ 妊娠、出産、育児、介護などライフイベントに応じた生活を教職員が安心して送ることができるよう、仕事と家庭生活の両立を支援する制度を整える。
- ・ 仕事と家庭生活の両立を支援する制度などを各大学のホームページへ掲載するほか、新規採用研修などの機会を通じて周知を図る。

目標 2 育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に努めるとともに、育児休業等からのスムーズな職場復帰を支援する。

<対策>

(令和 7 年度～)

- ・ 各所属長は、男性教職員の配偶者出産休暇や育児休業など育児に関する制度の取得・利用を促進するため、該当する教職員が取得等をしやすいよう職場環境づくりに努める。
- ・ 休業・休暇期間等に応じ、適切な代替職員を確保し、必要があれば業務内容や業務体制の見直しを行う。また、育児休業等からの職場復帰時においても、各職場の実情に応じ、業務内容や業務体制の見直しを実施する等により、職場復帰しやすい環境整備に努める。

目標 3 教職員の育児を支援し、業務や仕事と育児が両立できる職場環境の確立を目指す。

<対策>

(令和7年度～)

- ・ 事業所内保育施設の継続運営など、教職員が利用可能な事業所内施設の充実に努める。
- ・ 一時的な保育サービスの利用に対する費用補助などの支援を実施する。

目標 4 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

(令和7年度～)

- ・ 年次有給休暇の確実な取得を図ることはもとより、管理職が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の教職員にも一層の休暇取得を促す。

目標 5 時間外労働の状況を把握し、適正な管理に努める。

<対策>

(令和7年度～)

- ・ 出退勤管理システムにより、労働時間を適正に管理する。
- ・ 業務の見直し・改善を進め、時間外労働の削減を図る。